

## 知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

&lt;2018年4月&gt;

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
韓国弁理士 金 成鎭

4月は、6月から韓国で施行される、特許訴訟において、外国語による弁論、証拠・書面の提出が可能な国際裁判部に関する記事を紹介する。最初は、外国語として英語だけが認められるが今後日本語も対象になる可能性がある。

4月19日付イトゥデイによると、特許法院において英語で進行する「第1号国際裁判」が間もなく開始される見通しだ。オーストラリアの鉄鋼企業であるブルースコープスチール (Blue Scope Steel) 社は、先月、韓国特許庁を相手に提起した拒絶決定取消訴訟を国際裁判で進めてほしいと特許法院に申請した。韓国の国際裁判部は、昨年12月に通過し今年6月13日から施行される韓国の法院組織法改正案に従ったものであり、外国籍当事者は、弁論だけでなく、証拠と各種書類を英語で記載することが可能である。判決文も、英語に翻訳され、当事者に提供される。ブルースコープスチール社は、2010年、亜鉛とマグネシウムの配合割合を新たにするなど、新たな鋼コーティング方法を発明して韓国特許庁に特許出願をした。しかし、韓国特許庁は、2015年2月に「通常の技術者が容易に発明することができる」とし、拒絶した。韓国特許審判院も同じ判断を行った。ブルースコープスチール社はこれに反発し、昨年5月に韓国特許庁を相手に拒絶決定取消訴訟を提起した。韓国特許法院は当初、4月10日に最初の期日を開く予定だったが、国際裁判として進めるかどうかを検討するために期日を延期した。一方、韓国の東国製鋼は当該訴訟に、特許庁側の補助参加人として参加した。現在、ブルースコープスチール社は、東国製鋼に補助参加人の資格がないと主張していると伝えられている。ただし、国際裁判として進めるには、相手側の同意が必要である。韓国特許庁の関係者は、「法施行日がまだ残っているため、同意するかどうかを検討している」と明らかにした。韓国特許法院によると、昨年の総処理事件582件のうち194件(33.3%)が外国の個人または法人が訴訟当事者

である事件であった。

4月23日付法律新聞によると、来る6月13日から運営される特許関連事件の「国際裁判部」は、まず特許法院とソウル中央地裁に設けられるものと見られる。当事者は、法廷で韓国語や英語の弁論が可能であり、今後は必要に応じて中国語や日本語などに拡大する見通しである。裁判長は、韓国語で訴訟を指揮し、判決文も韓国語で作成される。1998年3月に発足した特許法院は23日、「20年の挑戦と革新、世界に先駆けた特許法院」をテーマに、開院20周年記念国際シンポジウムを開き、今後運営される国際裁判部を紹介した。特許侵害訴訟や審決取消訴訟等の特許関連訴訟の1審を担当する地方裁判所と2審を担う特許法院は、法院組織法に基づいて、6月13日から、英語などの外国語による弁論と証拠の提出が可能な「国際裁判部」を置くことができる。現行法上、法定では「国語の使用」が原則であるが、訴訟当事者が同意した場合は、外国語による弁論が可能との例外規定を定めた。特許関連訴訟の外国人や外国法人が当事者である事件が毎年急激に増えるにつれ、韓国が国際特許紛争解決の中心となるようにするための措置だ。同日紹介された「国際裁判部の設置及び運営に関する規則案」によると、国際裁判部は、特許法院とソウル中央地裁に設置され、大田地裁と大邱地裁、釜山地裁、光州地裁など4ヶ所は、今後の国際事件の数などを考慮し、必要に応じ法院長が判断するようにした。国際裁判部で行われる外国語による弁論は、当事者双方の同意を得て、裁判所が許可するようにした。外国語による弁論の申請と同意は、原則として、1審と控訴審の各第1回弁論期日前に書面にて行わなければならない。外国語による弁論に対する許可は、当該審級でのみ効力がある。

「許可された外国語」は、現実的な条件などを考慮して、英語とし、今後の国際事件の裁判の定着と事件の数を考慮して、日本語と中国語など他の外国語

に拡大する予定だ。裁判長は、「韓国語」によって法廷での国際事件訴訟を指揮して、当事者は「韓国語または許可された外国語(英語)」で弁論が可能である。決定や命令は、韓国語で作成し、当事者には許可された外国語翻訳を送付することができる。判決

も韓国語で作成し宣告し、上訴期間の起算及び判決の効力は韓国語で書かれた判決書を基準とする。ただし、裁判所事務官は、判決の正本送達後、当事者に許可された外国語翻訳文となった判決書を送付する。

#### 《訴訟関係》

▲韓国の知的財産保護院が、2013年から今年2月末までに米国地方裁判所に提起された合計1,264件の国際特許紛争を分析した結果を見ると、このうち84.4%である1,067件が韓国と米国企業との間の特許紛争であった。このうち、米国企業が韓国企業を相手に提起した特許訴訟は、1,007件で94.4%を占めている。(6日 ソ経)

▲4月8日、業界によると、今年初めに国際特許プールであるエムペグ(MPEG) LA、HEVCアドバンスド、ペロスメディアなど3つの海外特許プールが、韓国国内の閉回路(CC)TV、ブラックボックスなど多数の国内映像機器メーカーを相手にビデオコーデックであるH.265に関する特許に関連してロイヤリティ納付の警告状を送付した。(8日 電子)

▲去る4月6日、米国所在のデータ暗号化企業として知られているPACIDは、サムスン電子が自社のスマートフォンに適用したすべての生体認証(指紋、虹彩、顔認識)技術に対して、自社の特許2件、韓国特許1件を侵害したと主張し、サムスン電子を相手に3兆ウォン台の生体認証特許訴訟を米国テキサス州東部裁判所に提起した。(11日 電子)

▲4月16日、業界によると、韓国国内の特許ベンチャー企業である「ファーストフェイス」は、去る13日(現地時間)、米国カリフォルニア州北部連邦地裁において、アップルを相手に特許侵害訴訟を提起した。ファーストフェイスは、スマートフォンのユーザーインターフェイスの開発社であり、韓国と米国などでロック画面の認証技術とロック画面連動広告に関する特許40件以上を保有している。(16日 ソ経)

▲韓国知識財産保護院の昨年の米国特許紛争動向調査によると、韓国企業が関連した紛争は、全部で182件で、このうち中小・中堅企業が41件(22%、提訴18件、被訴23件)を占めた。(18日 聯合)

▲4月18日、韓国知識財産保護院の統計によると、昨年第2四半期の国際特許紛争は1,681件発生した。前年同期より21.4%増加した数値である。第1四半期と比較すると16.4%の増加率を示した。産業分野別の紛争現状を詳しく見ると、電気電子・情報通信に紛争が集中した。(20日 大田)

#### 《立法》

▲韓国の共に民主党のホン・ウィラク議員は4月2日、営業秘密の侵害行為に対して、特許庁長が事件の調査および該当行為のは正勧告を行えるようにすることで、零細企業を迅速に救済できる内容を盛り込んだ「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」の一部改正法律案を代表発議したと明らかにした。(2日 電子)

▲4月4日、韓国の特許審判院によると、専門審理委員制度、特許審判・調停連携制度、適時提出主義、国選代理人制度など、特許審判関連4件の法律改正案が発議されたり又は近いうちに発議される。今回の改正案は、韓国の特許審判の専門性、公正性、迅速性を高めるための立法発議であると知られている。(10日 デジ)

▲韓国特許庁は、取引関係において、アイデア奪取行為の禁止を含む改正不正競争防止および営業秘密保護に関する法律(不競法)が17日の公布を経て、7月18日から施行されると明らかにした。(16日 ニュ)

▲特許法院において英語で進行する「第1号国際裁判」が間もなく開始される見通しだ。オーストラリアの鉄鋼企業であるブルースコープスチール(Blue Scope Steel)社は、先月、韓国特許庁を相手に提起した拒絶決定取消訴訟を国際裁判で進めてほしいと特許法院に申請した。韓国の国際裁判部は、昨年12月に通過し今年6月13日から施行される韓国の法院組織法改正案に従ったものであり、外国籍当事者は、弁論だけでなく、証拠と各種書類を英語で記載することが可能である。判決文も、英語に翻訳

され、当事者に提供される。(19日 イト)

▲来る6月13日から運営される特許関連事件の「国際裁判部」は、まず特許法院とソウル中央地裁に設けられるものと見られる。当事者は、法廷で韓国語や英語の弁論が可能であり、今後は必要に応じて中国語や日本語などに拡大する見通しである。(23日 法律)

#### 《行政》

▲韓国の食品医薬品安全庁は、今年、年間売上1,500億ウォン未満の製薬企業10ヶ所を選定して特許コンサルティング費用を支援し、4月末から6回にわたって許可特許連携に対する専門教育を実施する。(9日 医学)

▲韓国特許庁は、今年初めて実施する「特許バウチャー事業」の1次支援対象企業60社を選定したと10日明らかにした。特許バウチャーは、企業がIPサービス(特許・商標・デザイン出願、IP調査・分析およびコンサルティング、特許技術価値評価、技術移転)を利用する際に、現金のように使うことができる商品券だ。(10日 ソ経)

▲韓国特許庁は、今年、「知的財産(IP)基盤の創業促進事業」に168億ウォンをかけて、全部で1,350件の特許基盤の創業アイテム創出支援に乗り出すと11日明らかにした。この事業は、予備創業者と創業企業が特許をはじめ、商標やデザインなどの知的財産権を創出・活用して新しい雇用を創出し、創業企業の競争力強化のためのものである。(12日 ファ)

▲韓国特許庁が12日、韓国全国の205の有望中小企業を「2018年グローバル知的財産(IP)スター企業育成事業」支援対象に選定した。グローバルIPスター企業育成事業は、地域の中小・有望輸出企業のIPを支援するため、韓国特許庁と地方自治体が予算154億ウォンを投入する事業である。(13日 聯合)

▲韓国開発研究院(KDI)の研究委員が12日発表した「中小企業のR&D支援の政策効果や改善策」報告書によると、韓国政府から研究開発(R&D)の支援を受けた中小企業は、そうでない企業よりも成長性が低いことが分かった。(13日 電子)

▲韓国特許庁は、4次産業革命に関連する7大技術分野の特許出願を優先審査対象に追加する内容の改正特許法施行令が4月24日から本格的に施行されると同月23日明らかにした。今回改正された特許法施行令に基づいて優先審査の対象に追加される4次産業革命に関連する7大技術分野は、人工知能・もののインターネット・3Dプリンティング・自律走行車・ビッグデータ・知能型ロボット・クラウドコンピューティングなど、韓国特許庁による新特許分類体系に含まれる技術である。(23日 マネ)

#### 《その他》

▲4月19日、韓国の産業通商資源部によると、サムスン電子は今年、家電・ディスプレイ・半導体・スマートフォン・医療機器等の分野において、自社の保有している総1,091件の特許を中小企業に無償提供する。(19日 アジ)

▲韓国知識財産研究院は、今年2月に米国世界革新政策センター(GIPC)が発表した国際知的財産指数において、韓国は33.15点(40点満点)で、全体調査対象50カ国のうち11位を占めたと19日明らかにした。(19日 ファ)

▲サムスン電子は4月26日、理事会を開き、子会社であるサムスンペイから知的財産権(IP)2件を169億9,600万ウォンで譲り受ける決定をしたと公示した。(26日 ニ1)

#### ※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、東亜：東亜日報(東亜日報社)、文化：文化日報(文化日報社)、ソ新：ソウル新聞(ソウル新聞社)、大田：大田日報(大田日報社)、ヘラ：コリアヘラルド(ヘラルド社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、医学：医学新聞(医学新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、聯合：聯合ニュース(聯合ニュース社)、デイ：デイリーパム(デイリーパム社) アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニ1：ニュース1(ニュース1社)、イト：イトゥデイ(イトゥデイ社)